

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業に伴うQ & A（県立学校共通）

<登校日等の設定>

Q 修了式は、実施してもよいか。

A 卒業式と同様に考え、感染拡大防止に配慮しながら実施すること。

Q 一日入学や臨時の登校日を実施してもよいか。

A 登校させる必要性について十分な検討をした上で、実施する場合には、時間の短縮や活動内容を工夫するなど、感染拡大防止に留意すること。

Q 令和2年度始業式は早めて実施してもよいか。

A 今後の国の方針等を踏まえながら対応すること。

<児童生徒の状況把握>

Q 児童生徒が罹患した場合の連絡はどのように行うのか。

A 児童生徒や家族の罹患が疑われる場合は、学校に報告するよう保護者に依頼すること。
県への報告は、2月26日付けス第639号に沿って行うこと。

Q 児童生徒の学習状況把握のため、休業中の家庭訪問は実施してもよいか。

A 児童生徒の学習状況の把握をする場合は、原則として電話等での聞き取りとすること。
なお、家庭訪問を実施する場合は、学校長の判断の下、感染防止のための措置を万全にとること。

<部活動>

Q 部活動等の活動は行ってよいのか。

A 感染拡大防止の観点から、一切の部活動を停止すること。

Q 部活動の遠征や合宿等の対外試合は行ってよいのか。

A 全国一律に臨時休業要請が行われたものであり、対外試合は行わないこと。

Q 全国規模の大会への参加はしてもよいのか。

A 全国大会等への出場が決まっている場合には、主催団体の動向を注視しながら出場選手のみの参加にする等の対応をとること。

Q 全国大会に出場する部活動については、練習を行ってもよいのか。

A 感染防止対策を徹底するとともに、最小限の人数で短時間の活動とすること。

Q 生徒個人で行う自主練習についてはどうか。

A 自宅内でのトレーニングや自宅周辺のランニング等にとどめること。複数人による練習は行わないこと。

<学校での児童の預かり>

Q 特に低学年児童が、日中一人で家庭にいることができない場合、保護者の希望があれば学校で預かってもらってもよいのか。

A 放課後児童クラブの拡充による対応を原則とするが、体制が整わないなどの理由がある場合は、当面の間、やむを得ない事情にある（日中一人でいることができない）児童については登校することも可能であると考えている。なお、登校させる場合には、濃厚接触にならないよう感染予防に留意すること。

Q その際、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となるか。

A 文部科学省に確認中であり、学校管理下外として対象外となる可能性を考慮すること。例えば、夏休みのプール開放に準じて、家庭における健康チェックなど児童生徒の健康状態の把握に努めるとともに、登校中の事故については、各家庭の責任において対応するなど事前の同意を得ることが望ましい。

<サービス>

Q 公立学校の臨時休業中における教職員のサービスの取扱いはどのようになるのか。新型コロナウイルスの感染が拡大していない地域に所在する学校においては、教職員は通常通り勤務して差し支えないのか。あるいは、感染拡大の有無を問わず、教職員も学校に出勤させないようにすべきなのか。

A 原則として通常通り勤務することとなる。万が一、学校内において新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が確認された場合には、出勤を自粛して自宅待機とすることも考えられるが、具体的な取扱いについては、現在検討している。

Q 公立学校が臨時休業となることで、教職員が子の世話をする必要が生ずるが、その際のサービス上の取扱いはどのように対応すべきか。

A 特別休暇で対応することを検討しているが、詳細は現在検討中である。当面は年次有給休暇での対応をお願いしたい。